



都道府県医師会

担 当 理 事 殿

会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付

日医発第 2103 号 (地域)

令和 7 年 3 月 1 1 日

公益社団法人日本医師会

常任理事 今 村 英 仁

(公印省略)

令和 6 年度補正予算「重点医師偏在対策支援区域における  
診療所の承継・開業支援事業」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知の通り、昨年 1 2 月に厚生労働省において「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」が策定されました（医師偏在対策に関するとりまとめは令和 6 年 1 2 月 2 3 日付日医発第 1634 号(地域)の文書をもって送付済）。同パッケージの「経済的インセンティブ」として、「診療所の承継・開業・地域定着支援」を緊急的に先行して実施することとなっており、今般「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」の実施要綱が発出されました。

本事業は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とするものです。

今後、各都道府県において、支援区域及び支援対象医療機関等を定めた「先行的な医師偏在是正プラン」の策定を行うこととなります（厚生労働省への提出期限は 5 月 3 0 日）。地域医療対策協議会、保険者協議会での議論が必要となりますので、貴会におかれましては、今後のスケジュール等について、都道府県行政と協議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### <留意事項>

- ・ 本事業の対象は、都道府県が定める「重点医師偏在対象支援区域」において、承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所です。

- ・厚生労働省から示されている支援区域候補（109地域）はあくまでも参考であり、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定することとされています（市区町村単位、地区単位等でも選定可能）。
- ・支援の内容は①施設整備、②設備整備、③地域への定着支援となっています。補助率等はパワーポイント資料をご参照ください。今回お送りするのは、②設備整備の交付要綱（案）ですが、①施設整備及び③地域への定着支援についても、準備ができ次第示される予定です。（いずれの事業も5月30日が締め切りですが、申請状況を踏まえて2次募集が行われる予定です）
- ・本事業の募集の流れについては、都道府県によって異なりますので、都道府県とご協議ください。（例えば「地对協・保険者協議会で区域を決めてから診療所の募集（手上げ）を行い、その後改めて地对協・保険者協議会で決定する」、「診療所の募集を行い、地对協・保険者協議会で区域と診療所を併せて決定する」などが想定される）
- ・補助金を受けて整備した施設の取扱いなど、本会から厚生労働省に確認した内容がQ&Aにまとめられていますので、併せてご参照ください。

#### <送付資料>

- ・「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」（実施要綱）（都道府県知事宛通知）
- ・パワーポイント資料「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業について（概要）」
- ・「令和7年度医政局所管補助事業に係る事業計画書等の提出について」（事務連絡、様式）
- ・医療施設等設備整備費補助金交付要綱（案）、新旧対照表（案）
- ・日本医師会からの照会に対する回答（Q&A）

医政発 0305 第 13 号  
令和 7 年 3 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

重点医師偏在対策支援区域における  
診療所の承継・開業支援事業の実施について

標記については、別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」を定め、令和7年3月5日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

## 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱

### 1. 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

### 3. 事業内容

支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

#### ①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

（注）施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

#### ②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

#### ③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

### 4. 支援区域の設定

都道府県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定する。

支援区域は、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等で選定できることとする。

### 5. 先行的な医師偏在是正プランの策定

都道府県において、承継・開業支援事業を実施するため、支援区域及び支援対象医療機関等を定めた、先行的な医師偏在是正プランを策定する。

【厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域は、以下のいずれかに該当する区域とする。

- ①各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ②医師少数県の医師少数区域
- ③医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏  
(全国で下位 1 / 4)

候補区域の一覧 (109 区域)

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・栗原	群馬県	太田・館林	長野県	木曾	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部
北海道	北空知	秋田県	県北	埼玉県	北部	岐阜県	飛騨	香川県	小豆
北海道	日高	秋田県	県南	埼玉県	秩父	静岡県	賀茂	愛媛県	八幡浜・大洲
北海道	富良野	山形県	最上	千葉県	山武長生夷隅	静岡県	富士	高知県	幡多
北海道	宗谷	山形県	庄内	千葉県	君津	静岡県	中東遠	福岡県	京築
北海道	北網	福島県	県南	東京都	島しょ	愛知県	西三河北部	佐賀県	西部
北海道	速紋	福島県	相双	神奈川県	県西	愛知県	東三河北部	長崎県	県南
北海道	釧路	福島県	いわき	新潟県	下越	三重県	東紀州	熊本県	宇城
北海道	根室	福島県	会津・南会津	新潟県	県央	滋賀県	甲賀	大分県	西部
青森県	八戸地域	茨城県	日立	新潟県	中越	京都府	丹後	宮崎県	都城北諸県
青森県	西北五地域	茨城県	常陸太田・ひたちなか	新潟県	魚沼	大阪府	中河内	宮崎県	延岡西臼杵
青森県	上十三地域	茨城県	鹿行	新潟県	上越	兵庫県	丹波	宮崎県	西諸
青森県	下北地域	茨城県	取手・竜ヶ崎	新潟県	佐渡	奈良県	西和	宮崎県	西都児湯
岩手県	岩手中部	茨城県	筑西・下妻	富山県	砺波	和歌山県	新宮	宮崎県	日向入郷
岩手県	胆江	茨城県	古河・坂東	石川県	能登北部	鳥取県	中部	鹿児島県	出水
岩手県	両磐	栃木県	県北	福井県	奥越	島根県	雲南	鹿児島県	曾於
岩手県	気仙	栃木県	県西	福井県	丹南	島根県	大田	鹿児島県	熊毛
岩手県	釜石	群馬県	渋川	山梨県	峡東	岡山県	高梁・新見	鹿児島県	奄美
岩手県	宮古	群馬県	伊勢崎	長野県	上小	岡山県	真庭	沖縄県	宮古
岩手県	久慈	群馬県	吾妻	長野県	上伊那	広島県	尾三		

# 重点医師偏在対策支援区域における 診療所の承継・開業支援事業について（概要）



# 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和6年度補正予算 101.6億円

## 1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要

### 【事業概要】

#### ①施設整備事業【36.2億円】

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

#### ②設備整備事業【20.4億円】

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

#### ③地域への定着支援事業【45.1億円】

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

### 【実施主体】

- 支援区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※都道府県において、先行的な医師偏在是正プランを策定（承継・開業支援に係る支援区域、支援対象医療機関等）

## 3 補助基準額等

### ①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合（5床以下）	240㎡
	・有床の場合（6床以上）	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

### ②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費	16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

### ③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円 + （71千円×実診療日数）等	
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3	

# 重点医師偏在対策支援区域の考え方

- 都道府県において、厚生労働省が提示した候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して、「重点医師偏在対策支援区域」を選定する。
- 当該区域については、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等も考えられる。

## 【厚生労働省が提示する候補区域】

- ① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ② 医師少数県の医師少数区域
- ③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位1/4）のいずれかに該当する区域



# 【参考】重点医師偏在対策支援区域の候補区域（109区域）

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・栗原	群馬県	太田・館林	長野県	木曾	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部
北海道	北空知	秋田県	県北	埼玉県	北部	岐阜県	飛騨	香川県	小豆
北海道	日高	秋田県	県南	埼玉県	秩父	静岡県	賀茂	愛媛県	八幡浜・大洲
北海道	富良野	山形県	最上	千葉県	山武長生夷隅	静岡県	富士	高知県	幡多
北海道	宗谷	山形県	庄内	千葉県	君津	静岡県	中東遠	福岡県	京築
北海道	北網	福島県	県南	東京都	島しょ	愛知県	西三河北部	佐賀県	西部
北海道	遠紋	福島県	相双	神奈川県	県西	愛知県	東三河北部	長崎県	県南
北海道	釧路	福島県	いわき	新潟県	下越	三重県	東紀州	熊本県	宇城
北海道	根室	福島県	会津・南会津	新潟県	県央	滋賀県	甲賀	大分県	西部
青森県	八戸地域	茨城県	日立	新潟県	中越	京都府	丹後	宮崎県	都城北諸県
青森県	西北五地域	茨城県	常陸太田・ひたちなか	新潟県	魚沼	大阪府	中河内	宮崎県	延岡西臼杵
青森県	上十三地域	茨城県	鹿行	新潟県	上越	兵庫県	丹波	宮崎県	西諸
青森県	下北地域	茨城県	取手・竜ヶ崎	新潟県	佐渡	奈良県	西和	宮崎県	西都児湯
岩手県	岩手中部	茨城県	筑西・下妻	富山県	砺波	和歌山県	新宮	宮崎県	日向入郷
岩手県	胆江	茨城県	古河・坂東	石川県	能登北部	鳥取県	中部	鹿児島県	出水
岩手県	両磐	栃木県	県北	福井県	奥越	島根県	雲南	鹿児島県	曾於
岩手県	気仙	栃木県	県西	福井県	丹南	島根県	大田	鹿児島県	熊毛
岩手県	釜石	群馬県	渋川	山梨県	峡東	岡山県	高梁・新見	鹿児島県	奄美
岩手県	宮古	群馬県	伊勢崎	長野県	上小	岡山県	真庭	沖縄県	宮古
岩手県	久慈	群馬県	吾妻	長野県	上伊那	広島県	尾三		

# 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 補助対象・補助基準額等(案)

## ①施設整備事業

補助先	補助対象	1㎡当たり補助単価	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療部門の整備費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・無床診療所の場合 : 160㎡</li> <li>・有床診療所の場合(5床以下) : 240㎡</li> <li>・有床診療所の場合(6床以上) : 760㎡</li> </ul> </li> <li>○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師住宅 : 80㎡</li> <li>・看護師住宅 : 80㎡</li> </ul> </li> </ul>	鉄筋コンクリート : 198,300円 ブロック : 172,500円 木造 : 198,300円	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

1㎡当たり補助単価は、  
物価高騰を反映して見直す予定

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

## ②設備整備事業

補助先	補助対象	1か所当たり基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所として必要な医療機器等購入費	16,500,000円	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

## ③地域への定着支援事業

補助先	補助対象	基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療所の運営に必要な次に掲げる経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員基本給</li> <li>・職員諸手当</li> <li>・非常勤職員手当</li> <li>・報償費</li> <li>・旅費(研究費に計上したものを除く。)</li> <li>・備品費(単価50万円未満に限る。)</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・光熱水料</li> <li>・借料及び損料</li> <li>・社会保険料</li> <li>・雑役務費</li> <li>・委託費</li> </ul> </li> </ul>	1か所当たり次により算出された額  (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円 + (71,000円 × 実診療日数)  ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円 + (77,000円 × 実診療日数)  ③診療日数《260日以上》 6,200,000円 + (87,000円 × 実診療日数)  (2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数	国 4/9 都道府県 2/9 事業者 1/3

事務連絡  
令和7年3月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和7年度医政局所管補助事業に係る事業計画書等の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、各都道府県から提出された事業計画書等に基づき、効果的・効率的な配分、迅速な執行を予定しています。

つきましては、下記のとおり事業計画書等の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 事業計画書等の提出を依頼する事業

提出期日：令和7年4月25日（金）

ただし、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る提出期限は、令和7年5月30日（金）とする。

補助金名	うち募集対象外事業
(1) 医療施設等 <b>設備</b> 整備費補助金 (令和7年度当初予算分)	(20) 遠隔 ICU 体制整備促進事業 (21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） (22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
(2) 医療施設等 <b>設備</b> 整備費補助金 (令和6年度補正予算分) ※ (20) 遠隔 ICU 体制整備促進事業 (21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） (22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 のみ	

## 2 提出資料

### (1)、(2) 医療施設等 **設備** 整備費補助金

- ・令和7年度医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表
- ・令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表（※遠隔ICU体制整備促進事業、新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業のみ）
- ・設備整備事業概要（個別様式 様式1～22）

## 3 留意事項

- (1) 今回送付する交付要綱は案となっていますので、今後変更となる可能性がございます。取り扱いにはご留意頂きますようお願い致します。（県 web サイト等での一般公開はお控えください）。
- (2) 提出書類の作成においては、今回送付する様式を使用してください。また、（間接）補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とするようお願いいたします。
- (3) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでいるところでありますが、一部の都道府県からの書類の提出が遅れると全体の執行スケジュールが遅れることとなりますので、提出期日は厳守してください。また、間接補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知をお願いいたします。
- (4) 繰越予算である令和6年度補正予算分を活用する際は、令和7年度で確実に事業を終了させてください。
- (5) 事業計画策定に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に担当者に照会をしてください。

**【補助金担当者】**

医療施設等 **設備** 整備費補助金・・・浦

**【メールアドレス】** isei-kessan01@mhlw.go.jp

※ 引き続きメールでの照会にご協力ください

重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業 実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）

	支援対象医療機関																				
	診療所名	標榜診療科	支援区域	事業区分 (承継・開業)	承継・開業 予定年月日	支援対象医療機関に選定した理由	選定過程	支援の内容										市町村の追加支援等			
								施設整備					設備整備					定着支援		支援の有無	具体的な内容
								病床数	整備面積	金額 (千円)	医師・看護師等 数	整備面積	金額 (千円)	導入機器・台数	金額 (千円)	年間診療 日数	金額 (千円)				
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					

(※1) 当該様式は、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設運営費等補助金における「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」の共通様式とします。

(※2) 支援対象医療機関は、令和7年度中に承継・開業する見込みの診療所を記載してください。

様式1-22(2)

事業区分：重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業

### 重点医師偏在対策支援区域における承継・開業支援事業 実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）

	重点医師偏在対策支援区域		
	区域	区域に選定した理由	選定過程
1			
2			
3			
4			
5			

(※) 当該様式は、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設運営費等補助金における「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」の共通様式とします。



(案)

厚生省発医第117号  
昭和54年7月27日  
最終改正厚生労働省発医政0806第8号  
令和〇年〇月〇日

## 医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号<sup>労働省</sup>）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保、臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。(以下同じ。))  
の設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(案)

(2) へき地患者輸送車(艇)整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業

イ 次に掲げる者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

ウ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく指定区域内に所在するへき地診療所(へき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。)の開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地巡回診療車(船)整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業(ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。)

ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会(ただし、イに掲げる場合を除く。)(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業に必要な歯科医療機器の整備事業

(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に対して都道府県

(案)

が補助する事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定する都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣の定める者（以下「公的団体」という。）が設立する沖縄県内に所在する病院の医療機器整備事業

(7) 奄美群島医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う鹿児島県立大島病院の医療機器整備事業

(8) へき地保健指導所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の設備整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(9) へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

イ 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業

平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業

(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業に対し、都

(案)

道府県が補助する事業

- (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

- (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 産科医療機関設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

- (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(15) 分娩取扱施設設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う分娩取扱施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

- (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(16) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

(案)

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(17) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 遠隔ICU体制整備促進事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に対して都道府県が補助する事業

(21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が実施する次の事業とする。

(案)

- ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
- イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
- イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業

なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(6)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) ア 都道府県が行うへき地診療所設備整備事業
- (2) ア 都道府県が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) ア及びイ 都道府県等が行うへき地巡回診療車（船）整備事業
- (4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業
- (5) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所設備整備事業
- (6) 沖縄医療施設設備整備事業
- (7) 奄美群島医療施設設備整備事業
- (8) ア 都道府県が行うへき地保健指導所設備整備事業
- (9) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院設備整備事業
- (10) ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業
- (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業
- (12) ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業
- (13) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業
- (14) ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業
- (15) ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業
- (16) ア 都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業
- (17) ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
- (18) ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業



(案)

- (19) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- (20) ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業
- (21) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
- (22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (2) ウ 都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) エ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
- (9) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院設備整備事業
- (21) イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (5) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所設備整備事業
- (2) イ及びエ 都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) ウ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
- (8) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所設備整備事業
- (10) イ 都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業
- (12) イ 都道府県が補助するへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(案)

- (14) イ 都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業
- (15) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業
- (16) イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
- (17) イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
- (18) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
- (19) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- (20) イ 都道府県が補助する遠隔ICU体制整備促進事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (13) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額と都道府県が補助した額(アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の $\frac{2}{2}$ から $\frac{1}{2}$ の範囲とする)とを比較して少ない方の額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
へき療地所	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1 (ただし、沖縄県にあっては4分の3)	1品につき 250,000円 (ただし、沖縄県にあっては、 375,000円)
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2分の1	—
	患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費		—
	患者輸送用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費		—
	医師往診用小型雪上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費		—
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2分の1	—
	巡回診療用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1隻当たり 9,081千円 (中型の場合は 1隻につき 24,982千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1台当たり 20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費  (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		—

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
離 診 島 療 歯 用 科 設 巡 備 回	遠隔型離島用設備	1 班当たり 1,870千円	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療機械器具購入費	2分の1	1品につき 50,000円
	近接型離島用設備	1 班当たり 1,100千円			1品につき 50,000円
過 定 疎 診 地 療 域 所 等 設 特 備	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 50,000円
沖 施 縄 設 医 設 療 備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	4分の3	1品につき 225,000円
奄 療 美 施 群 設 島 設 医 備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	2分の1	—
へ 指 き 導 地 所 保 設 健 備	保健師用自動車	1 台当たり 478千円	保健師用自動車購入費	3分の1 (ただし、 沖縄県に あつては 2分の 1)	—
へ 点 き 病 地 院 医 設 療 備 拠	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 250,000円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1品につき 50,000円

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	<p>1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>1 遠隔病理診断  (1) 支援側医療機関  4,598千円  (2) 依頼側医療機関  14,198千円</p> <p>2 遠隔画像診断及び助言  (1) 支援側医療機関  16,390千円  (2) 依頼側医療機関  14,855千円</p> <p>3 遠隔手術指導  5,580千円</p> <p>4 オンライン診療装置  2,660千円</p>	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1	1か所につき 150,000円
臨床研修病院支援システム設備	情報通信機器	<p>1 か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関  7,857千円</p> <p>2 依頼側医療機関  7,857千円  (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</p>	臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率	6 下 限 額
へき地・離島診療支援システム設備	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関 7,857千円 2 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	1 室当たり 233千円 (ただし、8室を上限とする。)	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	3分の1	—
産科医療設備	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 100,000円
分娩取扱設備	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 100,000円



1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
ICTを活用した産科医師不足地域に	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関(周産期母子医療センター等) 20,000千円 2 依頼側医療機関(分娩施設等) 10,000千円	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費	2分の1	—
解剖・診断等設備	医療機器等整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)	2分の1	—
実践的研修実施手術手技向上	医療機器等整備費	1 か所当たり 71,191千円	実践的研修手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	2分の1	—
在宅人工呼吸器使用者	簡易自家発電装置等整備費	1 台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2分の1	—

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
遠隔ICU体制整備 促進事業	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関 120,000千円 2 依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	2分の1	—
新興感染症対応医療機関強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置の場合 1 病床当たり 4,320 千円 (2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)の場合 1台当たり 9,350千円 (3) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッドの購入費	2分の1	—
	発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400 円 (3) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)の場合 1 か所当たり 905 千円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)の購入費	2分の1	—

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
重点 診療所の承継・開業支援事業 医師偏在対策支援区域における	医療機器等整備費	1か所当たり 16,500千円	診療所として必要な医療機器等購入費	3分の1	—

(交付決定の下限)

5 3の事業について、4により1品又は1か所につき算出された額が、4の表の第6欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)を要する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5

0万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（9）に掲げる条件（この場合において（1）から（4）、（6）及び（9）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（9）中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。



(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(案)

別紙

新	旧
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政〇第〇号 令和〇年〇月〇日</p> </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、<u>(21)</u>、<u>(22)</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>3 (1)～3 (10) (略)</p> <p>3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> <u>平成22年3月31日医政発0331第17号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> イ 次に掲げる者が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u>に対し、都道府県が補助する事業</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0119第8号 令和6年8月6日</p> </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>3 (1)～3 (10) (略)</p> <p>3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センターを除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業</p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(17) 死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 <u>平成27年4月9日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>

<p>(ア) (イ) (略)</p> <p>(18) ~ (21) (略)</p> <p><u>(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u>  <u>令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u>  <u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u>  <u>イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業</u>  <u>なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u></p> <p>(交付額の算定方法)  4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(6)</u>により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1) ~ (16) (略)  (17) ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u>  (18) ~ (21) (略)  <u>(22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u>  ア、イ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1) ~ (16) (略)  (17) イ 都道府県が補助する<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u>  (18) ~ (20) (略)  ア、イ (略)</p>	<p>(ア) (イ) (略)</p> <p>(18) ~ (21) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(交付額の算定方法)  4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(5)</u>により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1) ~ (16) (略)  (17) ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業  (18) ~ (21) (略)  <u>(新規)</u>  ア、イ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1) ~ (16) (略)  (17) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業  (18) ~ (20) (略)  ア、イ (略)</p>
--	--

(5) (略)

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額(アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の2から2分の1の範囲とする)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(5) (略)

(新規)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)						(略)					
へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	歯科巡回診療車	1台当たり 20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレープ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		(略)		次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサ一、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器				
(略)						(略)					
遠隔医療設備	(略)	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)	遠隔医療設備	(略)	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)
		3 遠隔手術指導 5,580千円						(新規)			
(略)						(略)					

解剖・ 診断等設備 死亡時画像	医療機器 等整備費	1 か所当たり 1 (略) 2 解剖室等 設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡 時画像診断、 <u>薬毒物検査</u> の実 施に必要な <u>設備及び</u> 医療機器 購入費（解剖台、薬物検査機 器、CT、MRI 等）	(略)	(略)	死亡時 画像診断 システム等設備	医療機器 整備費	1 か所当たり 1 (略) 2 解剖室設 備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖 <u>の実施 に必要な設備および</u> 死亡時画 像診断 <u>又は死体解剖</u> の実施に 必要な医療機器購入費（解剖 台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	(略)	(略)
	(略)						(略)				
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る 協定締結 医療機関	(1) (略) (2) 検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺 伝子増幅装 置</u> ) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (3) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> )、 簡易ベッドの購入費	(略)	(略)	新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る 協定締結 医療機関	(1) (略) (2) 検査機器 (PCR 検査装 置) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (3) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器 (PCR 検査装 置)、簡易ベッドの購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)
	発熱外来 に係る 協定締結 医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装 置、 <u>等温遺 伝子増幅装 置</u> ) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子 増幅装置</u> )、簡易ベッド、 HEPA フィルター付き空気清浄 機 (陰圧対応可能なものに限 る。) の購入費	(略)	(略)		発熱外来 に係る 協定締結 医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装 置) の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置)、簡易ベッ ド、HEPA フィルター付き空気 清浄機 (陰圧対応可能なもの に限る。) の購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)

おける診療所の承継・開業支援事業 重点医師偏在対策支援区域に	<u>医療機器等整備費</u>	<u>1か所当たり 16,500千円</u>	<u>診療所として必要な医療機器等購入費</u>	<u>3分の1</u>	<u>二</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	5～10 (略)										
第1号様式～第8号様式 (略)						第1号様式～第8号様式 (略)					

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る照会（1/21 日本医師会）

	照会内容	回答
1	<p>・補助金を活用して整備した医療施設について、10年以上経過した施設を廃止した場合には国庫納付が生じないと認識しているが、承継・開業支援事業により整備した建物についても同様の取り扱いとなるのか。</p>	<p>国庫補助により取得した財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日：厚生労働省告示第384号）」で定める処分制限期間を経過していない建物等（例：鉄筋コンクリートの建物の処分制限期間は39年）を処分する場合には、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けることとされている。</p> <p>なお、厚生労働省における財産処分の承認基準（「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」令和6年3月29日一部改正：厚生労働省医政局長通知）では、処分制限期間の経過前であっても、経過年数が10年以上である施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用や無償譲渡等の後に、看護師養成所や保健所などの厚生労働省が所掌する施設に使用する場合や、</li> <li>・国、地方公共団体へ無償譲渡等を行う場合</li> </ul> <p>などの一定の要件を満たす場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認できることとなっている。</p> <p>ただし、財産処分は、個別の事例ごとに判断することとなるため、不明な点がある場合には、事前にご相談いただきたい。</p>
2	<p>・地域への定着支援事業は、承継した時点まで遡って補助の対象となるのか。</p> <p>・また、補助対象となる場合は、いつまで遡ることができるのか。</p>	<p>地域への定着支援事業について、令和6年度補正予算が成立した「令和6年12月17日」以降に承継・開業した診療所については、地域への定着支援事業の補助対象となる。</p> <p>ただし、地域への定着支援事業は、国において予算を繰り越し、「令和7年度予算」として執行するため、令和7年4月1日以降に発生した経費が補助対象となる。</p>



	照会内容	回答
3	<p>・施設整備事業、設備整備事業は、内示前に承継して改修や医療機器の購入を実施していた場合は、補助対象となるか。</p>	<p>施設整備事業、設備整備事業は、内示前に着手した場合には補助対象外となる。</p>
4	<p>・診療所の承継に当たっては、建物を新築するのではなく、建物の「買い取り」や「賃貸」も想定されるが、補助の対象となるのか。</p>	<p><b>【買い取り】</b>  施設整備事業において、建物の買い取りを補助対象とできるように整理する。  ※医療施設等施設整備費補助金交付要綱（へき地診療所施設整備事業）では、「新築、増築、改築に要する工事又は工事請負費及び買収に要する経費」を補助対象としているため、同様の取り扱いとする。</p> <p><b>【賃貸】</b>  建物の賃貸料は、地域への定着支援事業において、対象経費「借料及び損料」として整理し、補助が可能である。</p>